平成２５年（フ）第６１８号
堺市西区草部1021番地　11棟405号、申立時の住所堺市西区草部1094番地２、店舗所在地堺市西区草部1085―22
破産者　カラオケ喫茶唄夢こと　内藤久美子（旧姓竹村）
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５０号
大阪府藤井寺市大井３丁目５番11号、開始決定時の住所大阪府柏原市国分市場２丁目11番５号
破産者　加藤　浩明
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７８号
堺市堺区中之町西３丁１番20―302号
破産者　佛願　清士
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９７号
広島県廿日市市大野原３丁目11番１号
破産者　リサイクルショップ俊こと　横道　俊雄
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６０号
北九州市小倉北区黒原２丁目１番14―204号
破産者　柴田　将之
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８号
佐賀県唐津市石志4096番地１
破産者　有森　　剛
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２９５号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目25番地11伊藤コーポ102号
破産者　小原　秀道
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３号
鹿児島県曽於市財部町下財部1811番地３
破産者　萩下　　勝
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字志民久保14番地48
破産者　大長根　訓
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
青森県八戸市大字尻内町字八百刈35番地４シャーメゾンサリーＢ202
破産者　小田桐　涼
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷97番地　エレガンシアＧ202、開始決定時の住所茨城県結城郡八千代町大字大戸新田32番地
破産者　盛岡　孝之
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５０６号
埼玉県草加市両新田西町392番地、開始決定時の住所埼玉県草加市両新田西町208番地10
破産者　邊見　雅男
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
埼玉県羽生市中岩瀬473―４、住民票上の住所埼玉県羽生市南５丁目11番地５
破産者　津久井秀信
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３号
埼玉県本庄市若泉１丁目８番15号
破産者　伊藤　　繁
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８５９号
横浜市青葉区美しが丘１丁目19番地２　たまプラーザ団地４―８棟106号
破産者　西本　友香（旧姓佐野）
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３４号
横浜市磯子区田中２丁目３番22号　エクシードハイム103号、開始決定時の住所横浜市港南区東永谷３丁目15番30―515号
破産者　伊藤　久光
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３５号
神奈川県大和市福田３丁目13番地２　レインボーハイツ206
破産者　荒　　徳子
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市山下町12―５藤崎ビル505、開始決定時の住所横浜市神奈川区三ツ沢中町10番21号　ハイツ清進三ツ沢中町204号
破産者　足立　昌彦
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部